

定 款

一般財団法人東京税理士事務所職員退職金共済会

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人東京税理士事務所職員退職金共済会と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、事務所を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、東京税理士会の会員事務所（税理士法人及び税理士が付随業務のために主宰する法人を含む）又は東京税理士会若しくは東京税理士会関連組織等の雇用する職員に対して退職金共済事業を行い、もって職員の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 所得税法の規定による特定退職金共済団体としての事業
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第 5 条 当法人は、評議員、理事、監事、評議員会及び理事会を置く。

(公告の方法)

第 6 条 当法人の公告は、事務所の見やすい場所に掲示する。

第 2 章 財産及び会計

(資産の構成)

第 7 条 当法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産をいう。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の同意を得て、その一部に限り、これを処分し、又は担保に供することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（総称して以下「計算書類」という。）
- (3) 附属明細書

(事業年度)

第11条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第12条 当法人に、評議員8名以上20名以内を置く。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、当法人又は東京税理士会の顧問又は相談役3名以内、外部委員2名により構成する。
- 3 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) 当法人又は関連団体（重要な利害関係を有する団体や業者を含む）の業務執行者又は使用人及び過去にこれらの者であった者
 - (2) 前号に規定する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人及び過去に使用人であった者
- 4 評議員選定委員会の運営については、別に理事会が規則を定めるところによる。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第15条 評議員に対する報酬は、無報酬とする。

第2節 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 計算書類等の承認
- (3) 定款及び退職金共済規約の変更
- (4) 残余財産の帰属先の決定
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第19条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る

場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上16名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長、3名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する（理事長に事故ある場合は理事会で定めた順序による職務代行を含む）。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第29条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報 酬)

第30条 理事及び監事に対する報酬は、無報酬とする。

(取引 の 制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任 の 一部免除)

第32条 当法人は、理事又は監事の法人法第198条において準用する同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問 および 相談役)

第33条 当法人に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

第2節 理事会

(構 成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(開 催)

第36条 定時理事会は、毎年定期的に、年4回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招 集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載しなければならない。

(報告の省略)

第41条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第197条において準用する同第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事の氏名、議長の氏名その他法人法施行規則第62条において準用する同第15条第3項で定める事項を議事録に記載し、出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印をし、理事会の日から10年間事務所に備え置く。

第5章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第44条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の遂行の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第46条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人）又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 事務局

(設置等)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備置書類及び帳簿)

第48条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事、監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 事業報告書及び計算書類等
- (7) 監査報告書
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 一般財団法人に移行した時の理事の任期は、第28条第1項の規定にかかわらず、移行後最初の定時評議員会終結の時までとする。
- 4 当法人の最初の代表理事は高畑公一、業務執行理事は八木澤秀夫、鎌田俊夫、三浦重造、寺嶋慈夫、鈴木 誠とする。

附 則

この定款の変更規定は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

この定款の変更規定は、平成25年12月11日から施行する。

附 則

この定款の変更規定は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この定款の変更規定は、平成29年6月27日から施行する。